

海尻地区宅地分譲申込書

令和元年 月 日

南牧村長 大村 公之助 様

海尻地区宅地分譲につきまして、募集にあたっての確認事項を承知のうえ、
下記のとおり申し込みます。

申込者住所	〒 TEL
申込者氏名	⑩
申込者勤務先	住所 会社名 TEL
申込者住宅 建築計画	令和 年 月頃着手予定
申込者 家族構成	住宅建築後の入居予定の人数 人
希望区画	希望区画 A ・ B (どちらかに○をして下さい)

☆ 添付書類・・・住民票謄本の写し 1通

所得証明書（入居所定者である所得のあるもの全員分） 1通

確認事項

○申込資格

- 1 申請者自ら居住するための住宅を分譲地取得後 7 年以内に建築し、居住する者。
- 2 分譲地に住所を置くことを確約する者。
- 3 市町村民税等の滞納がない者（同居予定者全員）
- 4 暴力団関係者等の反社会行動を行う団体構成員及び暴力的不法行為を行う者並びに公序良俗に反する行為を行う者以外の者。
- 5 分譲代金の支払い及び当該分譲地に住宅を建築するための資金が調達できる者。
- 6 連帯保証人（市町村民税、その他の滞納がない方）1 人を得られる者。
- 7 現在、海尻地区に居住している者の三親等以内の親族。

○注意事項

- 1 申し込みは、一世帯一区画に限ります。一世帯で複数区画を申し込んだ場合や世帯を不自然に分離した申し込みは、重複申込みとして、その全部を無効といたします。
- 2 申し込みは、区画ごとに受付しますので、十分検討のうえ申込書に区画番号を記入してください。応募者多数の場合は抽選により決定しますので、所定の日時にご参集ください。
- 3 郵送及び電話による申し込みは、一切受け付けできません。必ず本人又は家族の方が持参し申し込みをしてください。
- 4 申し込み受理後の書類は、一切返却しません。
- 5 申し込み資格がなかった場合や、虚偽の申し込み等不正を行った場合の申し込みは、無効とさせていただきますので、正確に記入してください。
- 6 申し込みの際は、区画の状況、周辺の環境、交通等十分お確かめください。契約後のこれらの苦情は、村では受け付けません。
- 7 購入確定後に速やかに別紙売買契約を締結いたします。
- 8 当該地区は以前住宅が建設されており、住宅が取り壊された後に購入した土地になります。その後造成しておりますので、配管等が埋設されたままとなっている場合がございますので予めご了承ください。

○分譲の条件

- 1 自らが居住するための専用住宅以外に使用しないこと。
- 2 分譲後 10 年間は村の許可なく他に転売、貸付若しくは所有権移転をしないこと。
- 3 土地の管理及び住宅の建築に当たっては、当該地域の風致景観を損なうことのないよう、美しいむらづくり条例を遵守すること。

○村からのお願い

住みよいむらづくりをするためには、地域社会との密接な関係が必要になりますので、住宅建築後は地区の活動に御協力ください。